

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画（廃棄物搬出設備の設置））【6】」

2. 日時：令和3年6月17日（木） 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐※、櫻井安全審査官

宮本安全審査専門職

九州電力株式会社：

原子力発電本部 放射線安全グループ長 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・川内1号機 設計及び工事の計画の認可申請（廃棄物搬出設備設置工事）に係る確認事項リスト
- ・補足説明資料8 廃棄物搬出設備に設置する火災防護設備に係る補足説明資料（抜粋）
- ・コメント回答資料（NO.24,34 別紙）試料採取装置の設計及び工事計画における扱いについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁サクライです。これから仙台集荷発電所 1 号機の排気監視設備の設 工認のヒアリングを始めます。九州電力さん。
0:00:13	整備、
0:00:15	資料の説明をお願いします。
0:00:17	はい、九州電力原子力発電本部範囲でございます。本日はよろしくお願いい たします。それでは本日御説明いたします資料でございますけれども、資料と いたしまして、その資料をいただいております。資料ナンバー1 といまして て、現在、1 号機の
0:00:33	設計及び工事計画認可申請に関わります確認事項、事項リスト、資料ナンバ ー2 といまして、廃棄物管理施設に設置する火災防護設備に関わることで 示して、
0:00:45	資料No.3 が川内 1 号機廃棄物酸化鉄委員試料採取装置の設計及び工事計 画受けなさいという。
0:00:55	準備を始めさせていただきたい。
0:00:58	アグレッシブな感知の方法をください。
0:01:03	柔軟化位置の確認事項リストでございますけれども、こちらの法律の本則いた します。は 7 件の
0:01:12	本件につきまして、対応させていただいております。このうちK2 番目から開始 させていただいております 29 番 10 番 11 番 12 款 13、こちらにつきましては、 資料ナンバー2 の赤い防護設備に関わることで、説明資料の
0:01:31	今、全国関係施策へ確認事項でございますが、こちらにつきましては、資料ナ ンバー293311 班 13、こちらにつきましては、
0:01:44	前回、計画をいただきました。
0:01:48	概要につきましては、
0:01:51	説明資料 8 のほうに絵をいただいております。
0:01:55	また、32 番の
0:02:00	やってやっぱ関わります記載につきましてですか。
0:02:05	設備につきましては、今後待望全店使用しますってハロン消火あろう経営置 換①こちらにつきましては、消防法に人を受け、
0:02:17	が要求される紹介したい点はございませんので費差を確保は設置しない方針 とするということを解答欄に記載させていただいております。
0:02:28	このため、火災防護設備に係ります、回答といましては、回答欄に記載し ているというふうにしまして、補足説明資料、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	筑邦銀行以下で書いています。こちらにつきましては、機械内容について当てる追加コメント等ございますでしょうか。
0:02:51	できまして、どのように、
0:02:53	させていただいております。ぜひ確認をいたします。以上です。
0:02:58	規制庁サクライですけれども、火災室がコメントした箇所について資料に追記。
0:03:06	それなりに補足するなりしてということ。
0:03:10	でしたのでその点に関しては
0:03:13	追記修正されていると確認しましたので、
0:03:18	火災関連に関しては、
0:03:24	追加コメントはありません。
0:03:27	はい、ありがとうございますって仕向けなんでありがとうございます。それでは
0:03:33	続きまして、コメントNo.24 と 34 資料再構築に関わりますとやっぱりにつきましてご説明させていただきます。
0:03:45	周辺領域の行けばですね、確認事項リストNo.24 及び 34 につきましては、説明資料を準備させていただきましたので、そちらで御説明させていただきます。
0:03:59	実施したページ(3)ー1をお願いします。
0:04:07	試料採取装置の設定及び工事計画における扱いについて説明させていただきます。
0:04:14	1 ぽつ概要についてですが、前回ヒアリング時に、
0:04:19	御説明させていただいた内容から変更があったという資料採取装置は技術基準規則第 34 条の要求に該当する設備であり、
0:04:30	申請対象とし、基本設計方針に期待する設備とする。
0:04:34	時してございます。
0:04:37	できまして 2 ポツの設工認申請における扱いについてでございますが、
0:04:44	(1)としまして技術基準規則上の整理、
0:04:47	ですが、
0:04:49	大気中の放射性物質のサンプリングする企業債数値は、
0:04:54	技術基準規則 34 条の対象として出てしまいますとわかりますが、続きまして、丸の二つ目でございますが、
0:05:04	試料採取装置は案 14 条に該当するもののカップリングによる設計を行うために、フィルタぽんとにより入ってから連続的に市況補修する設備であり、
0:05:17	それから、それ自体には放射性物質濃度を計測する機能がないことから、
0:05:22	実用炉規則別表第 2 に記載されている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	はい、市長の放射性物質のどう計測する装置に該当するものではないため、
0:05:32	それを目標としては記載せず基本設計方針に記載する期待する設備とします ということで、そう(1)としまして、
0:05:43	既設の
0:05:44	本人としましては、同じような設備いたしまして、1次冷却材をサンプリングする ための
0:05:51	既設の試料採取設備についても、
0:05:53	ローン目標には期待せず、基本設計歩新神に対して取ります。
0:06:00	設定し2としまして、(3)ー7ページから8ページ跨りまして、
0:06:07	Fー業態別の基本的方針、
0:06:12	抜粋版を記載させていただいております。
0:06:16	或いはページね。
0:06:19	描いてます。
0:06:23	下から4行目でございますが、
0:06:26	やませていただきますと、次冷却材の放射性物質の濃度は、
0:06:32	試料採取設備により断続的に試料採取し分析を行い、
0:06:38	測定結果を記録し、及び保存できる設計とするとともに、記録の管理について 保安規定に定める。
0:06:45	と記載しております、
0:06:56	例えば別です。
0:07:00	いいの。
0:07:01	今まで全然自分が2としまして、(3)のページに、
0:07:10	今回の計算して次の試料採取装置、
0:07:15	いくつか試料採取設備の測定までのイメージを図示しております。
0:07:23	こちらを説明させていただきます。
0:07:26	データが今回の試料採取装置、
0:07:30	して、左側の一体。
0:07:33	的な資格のものが一体となりましてこちらでダストヨウ素フィルターにて、
0:07:40	播種いたします。
0:07:43	向こう慣例で、矢印のところに書かせていただいておりますが、
0:07:48	分析担当者にてダストフィルタと取り出し
0:07:54	規制しての放射能測定室に運搬し、
0:07:59	keV γ 線多重波高分析装置
0:08:02	GM計数装置等の測定装置2ページ測定を行う。
0:08:08	表にして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:10	よります。
0:08:12	下の図の季節の試料採取設備に関しましても、
0:08:17	同じような中でなっておりますので、
0:08:23	今、
0:08:32	気がして(3)の1ページ目に、
0:08:36	お願いします。
0:08:43	〇の三番目でございます、技術基準規則第7条。
0:08:48	警報装置は、
0:08:50	34条の放射性物質の濃度が著しく上昇した場合において、これらを確実に検知して、
0:08:58	自動的に警報する装置を設置することが要求されているか。
0:09:03	歌っ設備の排気中の放射性
0:09:05	別のもものでは保守的に評価しても十分低い濃度であり、施設プロセスモニターの警報設定値に相当するような地域福祉表彰の可能性がないことから、
0:09:18	警報装置は設置しないこととする。
0:09:21	を整理しております、
0:09:23	少し一任手本設備から排気される放射性物質濃度についてを
0:09:28	いただきます。阿久津さんの4ページ目をお願いいたします。
0:09:37	こちら以前、説明させていただいている。
0:09:42	3になりますが、
0:09:48	期目端子建屋から配置される押して物質濃度についていうことで、
0:09:55	計算をさせていただいております2ポツ目で排ガス中の放射性物質について、
0:10:01	いうことで、
0:10:03	次1(1)のドラム缶1本当たりの放射エネルギーに
0:10:08	添付 1×10^{-8} 乗ベクレル本。
0:10:11	ありましてこちら合体廃棄物貯蔵庫に
0:10:15	貯蔵保管してるたち答え廃棄物の平均放射エネルギーとする新しいドラム目地の放射エネルギーとし、
0:10:23	指摘に放射能減衰は考慮しない。
0:10:27	記載しております、米1で保守的
0:10:31	は何か失敗する
0:10:33	具体的に記載させていただいております。
0:10:37	次のページ(3)のほうをお願いします。
0:10:42	1ドラム缶1本当たりの放射能の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:46	はい。ことで、埋設施設への発信にあたっては五つがされた総放射能を超えないように、
0:10:53	低い放射エネルギーのドラム缶から
0:10:56	廃止する。
0:10:58	監視するようられています。これは作業者の被ばく低減の観点からも有効。
0:11:04	あるため、譴責期間が十分な発生日が古いと落下から処理を行うこととしています。
0:11:13	こちら計算に使っている平均本社等に用いる。
0:11:17	農業は発生日の放射能
0:11:19	ひょっとしておりまして、先ほど等に伴って発生する雑固体廃棄物の主な汚染核種のコバルト 58、
0:11:29	コバルト 60、
0:11:31	なりますが、割と 58 は当初放射エネルギーの大部分を占める発生が半減期が短い ため、1 年程度低下すると、すでによりコバルト 60 が主体的に、
0:11:46	37 年にわたってを勘案している雑固体廃棄物ドラム缶約 2 万 5000 言語概ね 古い順から処理するため、ドラム缶 1 本当たりの放射エネルギーとして発生日時点 の放射エネルギーなきやいけを使うことは十分保守的と言えます。
0:12:06	させていただきます。
0:12:08	続きまして(3)の放射性
0:12:11	物質が飛散率についてもこちら目次の理由を※2 で整理させていただきます おります。
0:12:20	試算につきまして、
0:12:23	3000 つ試験結果における各種グループごとに定められた飛散率を用いてござ います。
0:12:30	出ていない核種であるコバルト 60 は同じ金属類のプロや鉄と同様に、
0:12:38	第 3 グループに属すると想定されますが、市側に飛散率の最も高い。
0:12:44	治具飛散率 10 のマイナス 3 行として、
0:12:48	評価しております。
0:12:51	乙に評価結果につきましては、
0:12:56	で出しています通り 6.4×10^{-4} 兆ベクレルです。アジア
0:13:02	一方でございまして、
0:13:04	ページ(3) -6 になりますが、
0:13:08	申請書添付書類急に期待してる放出量
0:13:12	できますと十分小さい紅茶。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:18	また、放射性同位元素等に関する情報を入れたラベルコバルト 60 の下限する。
0:13:25	1×10 ⁻⁵ 乗ベクレルよりも小さいと。
0:13:34	における何年間平均放射能濃度につきましても 1.2×10 のマイナス注腸、
0:13:40	ございまして、富士見定める濃度限度を十分下回る。
0:13:46	明日
0:13:47	最高資料 1 としまして、阿蘇山のページ目。
0:13:53	お願いいたします。
0:14:03	耐震建屋から配置される放射性物質濃度については、先ほど説明。
0:14:09	しました通り、換気設備のフィルタ効率及びファン給料に期待した評価というかと。
0:14:16	立ってますが、この参考資料 1 では、仮に
0:14:20	換気設備に期待しないとした場合に放出される。
0:14:25	種別のぜひについて説明してございます。
0:14:29	僕としまして、
0:14:32	換気設備に期待しない状態でドラム缶すべてが開放されたとして、
0:14:36	下敷きます。
0:14:38	評価条件としまして(1)、先ほどの説明の通り、
0:14:44	この 2 につきまして、
0:14:46	G完成ですか、廃棄物搬出検査等には 4500 円。
0:14:51	圧縮処理等には記載の通りのドラム缶や、
0:14:57	いや、保管されております。
0:14:59	ツカベの大将ドラム缶いたしまして、商企ドラム缶のうち、
0:15:05	モルタル固化しているドラム缶はドラム缶が開放されても放射性物質の放出核種できると考えられるため、会場はフォルダビルとか砂礫に対して、
0:15:18	今保管Gエリアにあって、
0:15:20	をモルタル充填前保管エリア 90 本。
0:15:25	合計 290 本として、
0:15:28	評価いたします。
0:15:33	出して(3)91 ページ目をお願いします。
0:15:37	3 実は先ほど説明したものと同様となっております、
0:15:42	2 ポツに評価結果まして、
0:15:47	内のモニターでぼかしていないと落下すべてが開放された場合の
0:15:53	放出放射エネルギーは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:56	現地×10-7乗ベクレルであり、設置許可申請書添付書類というふうを期待しての放出量開析
0:16:05	冷やせ一対一で比較してしてできる程度であります。
0:16:13	できまして、
0:16:17	1ページ目をお願いいたします。
0:16:21	はい。
0:16:29	だれ試料採取装置に対する技術基準規則第47条第1項の整理、
0:16:36	まして下の表のように、
0:16:39	だけど、
0:16:41	販売費1から6。
0:16:45	おり47条第1報を分解して説明しております。
0:16:51	まずナンバー1ですが、発電用原子炉施設には、
0:16:55	その他機械または器具の機能の
0:16:59	誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合に関しまして、資料最終手続きは減収と独立しており、
0:17:15	止めないとしない。
0:17:18	ましてNOに入れて第34条第1項第1号の放射性物質の強度配置という著しく上昇した場合、
0:17:28	についてですか。
0:17:30	その計算結果にもありました通り、
0:17:33	廃棄物反して準備の排気中の放射性物質濃度は保守的に評価しても、競売低い濃度であり、
0:17:40	既施設モニターの警報設定値に相当するような著しい上昇の可能性がないため、
0:17:47	しっかりと整理しております。
0:17:51	案件が345につきましては試料採取装置、
0:17:55	該当しないため、
0:17:59	該当しないって言っています。No.6につきましては、
0:18:05	これらは確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならないに對しまして、
0:18:13	あの場理論説明を踏まえまして、自動的に警報する装置を設置しない。
0:18:19	整備しています。
0:18:23	背後にある参考資料2、
0:18:25	82

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:31	監視建屋内の作業エリアにおける放射性物質の監視については後でまとめて、
0:18:38	入っております。
0:18:40	30 建屋内の放射性物質の発生原因となり得る場所は、下の図の上側の別前処理作業エリア、
0:18:50	及び下の図の下側のAランク移転、
0:18:55	いや、モルタル充填作業エリアと
0:18:59	前分別前
0:19:01	やっぱり別毎処理作業エリアにつきましては分別前処理室、エリアモニターを設置することとして、
0:19:10	菅湖で、当該エリアポインターによる監視及び警報発信が
0:19:16	なので、
0:19:18	ましてレーダー、
0:19:20	整理案件及びモルタル充填作業エリア、
0:19:23	ですけど、作業中常時実施してございます作業環境測定
0:19:30	結果により放射性物質の空気中への放出の空き地がであると考えて、
0:19:38	なお、作業中不在時には作業に伴う放射性物質の
0:19:43	空気中への放出の可能性はないと考えております。
0:19:51	地区最小値の設定及び工事計画のてるって。
0:19:56	御説明は以上となります。
0:20:08	御説明ありがとうございました。ちょっと二つの検討一緒に回答してもらったんで、流れとしては、試料採取装置に関して今基本設計方針のみでの記載ですけども要目表に
0:20:27	記載しない理由というのを御説明いただいているっていうのが一つ。
0:20:32	あと監視設備に設定したときに、自動的に警報。
0:20:37	装置っていうところ大事実技術基準規則第 47 条の共同事業費かかるんだけど、47 条の各条文に
0:20:48	要求には該当しないんだよっていうご説明いただいたと理解しています。
0:20:57	で、今回のその基本設計方針には入れてるんだけどっていう方法をなんですけど、ちょっと質問なんですけど今回
0:21:10	3(3)一別紙 2 の(3)の下ページの(3)一7 のほうで既設の試料採取設備の基本。
0:21:19	設計方針のほうで
0:21:22	今回の試料採取装置と同じような流れの一次冷却材のサンプリング装置についても要目表には言えないんですよっていう説明

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:31	なんですけど、その 3(3)－7 のほうの
0:21:38	次のページ、3－8 のほうで
0:21:41	本規程のほうに定めてますよっていうふうに
0:21:45	書かれてるんですけど、今回の
0:21:48	閉鎖措置のほうも同じような記載れる。
0:21:52	ですかね。
0:21:55	九州電力江畑です。この認識の通りでございますね。
0:22:02	いや、今回の SaaS(3)－8 の従う以下お金ですけども、同じように、
0:22:09	プロセスも入れても設備のところのほうに入れられるんですね。
0:22:17	はい。
0:22:19	平成電力いき方でご認識の通りです。
0:22:26	はい。
0:22:26	説明の中でその試料採取装置自体が多分ろ紙とかだけだから、その測定する機械じゃないんだっていう
0:22:37	設置数名に
0:22:40	これですけど、主な収集どうであったものは測定器のほうには入っていないから。
0:22:48	いらないんだっていうのはこれまでの自由の整理はされてるっていうこと。
0:22:54	取り返していいですかね、今回の一次冷却材のレートと。
0:22:59	を持って来ていただいているんですけど。
0:23:03	九州電力江畑です。その通りでございます。
0:23:17	こういう設計なんですか。
0:23:19	1 次冷却材のと同じで、
0:23:26	それで、整理で、
0:23:30	そういうものがあるっていうところをきちんと整理するってことなんですか。
0:23:44	ツカベさん、今給電からこのような整備の
0:23:49	方針を述べ一時的伏在なサンプリング装置と同じなんですっていう説明があつて理解はしたんですけど、
0:23:57	ご意見、コメントありますか。
0:24:01	はい。ツカベってちょっと今回地域の産品装置は説明があつたどちらかというところのほうに協議会たんですけど、今そういう整理になってますということなんですけど。
0:24:14	何かエビデンスはあるんですかね。
0:24:18	間接的に測ったら書かなくてよくなるっていう整理が、
0:24:24	1 でできないんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:46	戦略の一緒の回数をそういう請求化の現状、今そういう形だ結果ということと、別表 2 のほうで寄付装置というふうに
0:25:05	いるということから、円礫サンプリング装置が働かないというふうに
0:25:11	安全についてを有する設計というふうに
0:25:18	はい、ツカベベースでは
0:25:21	例えばその実際に係る側ですね、そのゲルマの検出機能になったり、
0:25:26	を含めて報告するっていう考え方も、
0:25:30	あたりだと思うんですけどそれちょっとへのサンプリング装置もが非常に気になっていてですね、何かというとそちらのほうが、
0:25:39	アベさんのプラント手帳も重要な設備だと思うので、
0:25:44	はいいが、
0:25:46	御説明いただいたものですということで、
0:25:49	稲場支店とはちょっと覚え学校になっています。
0:25:54	その辺りって、中にもプラントも含めてです。
0:25:59	同じ扱いにはなってるんですけど。
0:26:02	その整理が、
0:26:04	ちゃんとまあされてるんでしょうか。
0:26:11	中部電力の井坂です。
0:26:15	そう。
0:26:17	少々お待ちください。
0:26:31	すみません、日連絡いただければですね、CAQも 3 の 8 ページのほうに、
0:26:42	1 台でも補正物質濃度は試料採取装置によりEM入っているんですが、その一番最後のほうに跨って地形に風として、物質の濃度の傾向を監視するため、一時、
0:27:00	エイベックスも大きく、
0:27:05	そして、国の方の設備としましては、1 冷却材持った
0:27:15	設置しているという。
0:27:17	うんですけど。
0:27:20	以上です。
0:27:21	規制庁使えそう変わりました、今日はクリアになってそちらで営業気はしている基準要求は満足してるので。
0:27:32	抵触はしません。
0:27:35	で、ここに現状も、
0:27:38	当該設備を
0:27:41	ものを図る設備として登録してますということだと思う。理解しましてスプレイを

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:48	考えると、
0:27:50	もう
0:27:50	一緒に扱いですって話にはならなくて、
0:27:57	当然、
0:28:00	汚染管理設備としての
0:28:03	補正質問た設備、
0:28:06	管理区域
0:28:08	への外縁防止するところの
0:28:12	リッターについては、別表上は書けとってると思うんですが、
0:28:18	よくわかんないっていう
0:28:20	日揮の少し該当しないと思います。
0:28:28	他の計測等、
0:28:32	特定
0:28:34	という言葉が若干違うもの。
0:28:37	まず、
0:28:39	一方では該当しますと言っていた大手は該当しませんというような事故に対して、
0:28:45	というのは多分説明としても、なりことはないって、
0:28:51	ちょっと東北等整理するか。
0:28:57	まとめて考えないといけないと思います。
0:29:01	その際に、人あいモニター設置されて、
0:29:08	公認上も出てくる設備の施設があると思いますけど。
0:29:12	そちらと比較して、
0:29:15	もう取り扱い持ってるかというのを、
0:29:18	御説明いただいたほうが
0:29:21	ここに直しているかがわかるんじゃないかなと思っています。
0:29:28	はい。私からは以上です。
0:29:52	少々お待ちください。
0:29:59	九州電力社はですね、ひらがなの作る専門の
0:30:03	津浪センターで格納容器気概モニター。
0:30:09	ことを指してます。
0:30:13	廃棄物処理施設の沖合モニター。
0:30:18	です。
0:31:23	一緒に執行がまた提起いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:31	ちょっとツカベベースでそういう意味でこの設備自身が 3000 超フランス語いよいよもって、
0:31:39	いるとは思っていたんですが関係する規則への適合であるとか、各種ガイド類。
0:31:47	機構、ちゃんと見ていこうと思っと。
0:31:51	やはりしっかり整理して、
0:31:53	いただきたいなと思ってまして、実際、一応規則別表第 2 令和の設置位置なり何なりとお掛けと書いてあるので。
0:32:03	それがこの設計方針一言書き直すだけでは要求は満たしていないんだと思いますというのが趣旨です。
0:32:12	以上です。
0:32:51	すみません、九州だってこれ白がですね、地方局、
0:32:57	そこから処理建屋について今確認でき、
0:33:04	資料配付させていただきます。
0:33:09	焼却炉につきましては、あの方へ配備が進んだ。
0:33:15	学校に対象となってございまして、定値板については、
0:33:21	これに足してないという状況でございます。
0:33:29	イノテックが両方の開発モニターと、
0:33:35	主最終
0:33:38	はいと収載装置いよう記載しているというという現象をつけになってございます。
0:33:50	規制庁ツカベです。
0:33:53	進んで別表第 2 のところのこの
0:34:02	区域、
0:34:06	国会での
0:34:09	おっしゃる性物質が音を図る設備として登録されているのは何だったんですか。
0:34:17	焼却設備において、
0:34:22	所電力の石野です。
0:34:25	排ガスモニター、
0:34:30	はい。
0:34:32	ツカベです。あってあれば、排ガスモニターと比較して、
0:34:36	今回、
0:34:39	施設の設備がどこ使われる。
0:36:51	九州電力の浜口です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:56	前回のWSPEEDI廃棄物排水設備の橋梁装置が4億強に該当するのではないかということで、
0:37:05	二酸化ヒアリングでちょっとご説明を差し上げてきたところなんですけども。
0:37:10	守れるの考え方としては計測する機能がないってところで海里の記載を4点柵する機能内容ねということで業績お持ち公費として整理をして、いろいろと
0:37:24	あとはですね別表第2の
0:37:27	会議資料目標対象だというふうな扱いになった場合のことも、
0:37:34	考えてちょっと別表第2本見てみたんですけども。
0:37:38	この中にはですね、刑事つきの種類であったり、計測はい。
0:37:42	が記載してございまして、要はこれらっていうのは、廃棄物えっ試料採取装置の中に含まれないような、別の装置の名所ん3種類あって計測範囲になります。
0:37:57	そこへ
0:38:00	この別表第2棟。
0:38:02	ガイドの記載を見比べてもこれはやっぱりその場所でわかるように理解して要求されているんだろうなということで、基本設計方針、説明をしてきたんですけども。
0:38:15	もし仮に要目表となった場合は、この辺は、
0:38:19	当然装置にございませぬので、あまり長いつか読む表としてはPARというような記載になるのかなっていうのはちょっと
0:38:29	そういう考えというふうに思っているんですが、その点、
0:38:33	いかがでしょうか。
0:38:37	はい、規制庁ツカベです。ちょっと違うと言いますけど、例えば排気モニターすか。その試料採取型の装置だった場合、
0:38:48	今の
0:38:49	御主張されますかかってというのが、
0:38:52	全体の
0:38:53	話として、最初にあった上でですけど。
0:38:59	確かにその最終的な値が出るのは、
0:39:02	企業かった段階なので、
0:39:06	極論押すと、まずそういう測定装置も含めて、
0:39:12	6000ということも、
0:39:15	重くすることによって、ここも結局、第2、
0:39:20	求められていることを各鉄塔もできるんじゃない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:25	ただ先ほど言った通り、
0:39:27	その子の議論がその安全上、
0:39:31	何か総務意味のある議論だと思っていないので、
0:39:40	ご検討くださいという、
0:39:43	ことです。
0:39:45	すみません、ちょっとはつきりしないんでしたら言い方じゃないですけど。
0:39:48	以上です。
0:40:13	すいません規制庁サクライですけども、すいませんツカベの私はこの資料を見たときにそのてってどう出とる。
0:40:21	ある程度
0:40:23	それで答えと同じように通ってろ紙ろ紙かもしれないですけど、分析にかけるってというのがあれば、一章であり、
0:40:34	ちょっと程度だから自動だから登録し、
0:40:38	するんですしないんですっていうその整理はちょっと私も理解できないところではある。
0:40:44	ケースが確かいろいろ市だけ登録をした装置でいつもろ紙みたいなものだけを登録するっていうのはやっぱものか。
0:40:54	代取バーとかそんなふうになっちゃう。
0:40:58	それであれば、分析も入れるのかってなると、中、
0:41:03	この第別表第 2 の要求が、
0:41:09	どこまでなのかっていうのも何かあったんだ、深堀なっちゃうなと思うんですけど。
0:41:15	これはあれですか、事業者にとりあえず考えてもらっているところであるんですかね。
0:41:22	資料見せ所都市の
0:41:27	理解だと
0:41:30	今の
0:41:31	プロセスモニタリング設備のC後ろの一次冷却材の後か前かわかんないです。
0:41:37	けど、本店のほうに定めるみたいな記載をすれば
0:41:42	ただ継続してますっていうのはわかるのでいのかなっていう理解であったんですけど。
0:41:51	ツカベですけど先ほどの地域の産品今度の新しいは
0:41:56	これを別表第 2 サンプリングのところ、別表第 2 の設備投資してないので、
0:42:04	で、別のもので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:06	てるわけですよ。今回の
0:42:09	まず一つ目のほうがいいここに該当する設備ほかにはなくて、
0:42:15	該当しそうなものとしては、
0:42:19	確かに採取装置、
0:42:21	のサンプリングを含めたところだけなわけですよ。
0:42:26	やっぱりそこが申請書類上、
0:42:30	もうこの要求を別途大臣の要求を満たすような形で、
0:42:35	どこにも、
0:42:36	申請されてないっていうのは、
0:42:47	今、公開の審査申請上の使用者装置が二次冷却材のサンプリング方法だと一次冷却でもモニターのほうに当たる。
0:42:57	ですよ。はい。はい、これの一次冷却材モニターは登録されてるんです。
0:43:04	それはさっきされていますという説明をされたと思う。
0:43:08	私は理解して進めます。
0:43:11	はい、動くされております。
0:43:40	こちらの一次冷却材をサンプリングするための既設の試料採取設備等、今回のロール紙の方の
0:43:50	指標歳出をGT皆様同じだけど、ちょっと位置付け違うってことがある。
0:43:56	になってるんですね。
0:44:11	はい。
0:44:37	はい。
0:44:46	あと、
0:44:49	これでヒアリングを終わりにしますが、よろしいですかね。
0:44:59	はい。九州電力榎並です。はい。ありがとうございました当社からは
0:45:04	申し訳ございません。特にございません。
0:45:06	はい、そうです。はい。
0:45:09	ありがとうございました。
0:45:11	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。